

青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

御岳山地区の公共下水道の整備に伴い、当該事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定にもとづく受益者負担金を徴収したいので、この条例案を提出いたします。

青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

青梅都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4 8 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

小曾木事業区域負担区	1 平方メートル当たり 2 5 3 円
ただし、第 3 期事業区域負担区および小曾木事業区域負担区の市街化調整区域については、1 平方メートル当たり 3 3 2 円を加えるものとする。	

」

を

「

小曾木事業区域負担区	1平方メートル当たり253円
御岳山事業区域第1負担区	1平方メートル当たり536円
ただし、第3期事業区域負担区および小曾木事業区域負担区の市街化調整区域については、1平方メートル当たり332円を、御岳山事業区域第1負担区の市街化調整区域については、1平方メートル当たり49円を加えるものとする。	

」

に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。